

株式会社新潟鐵工所の会社再建と労働債権の確保及び取引先企業の 関連倒産防止に関する意見書

大型倒産とリストラにより、失業率のワースト記録が次々と塗りかえられる深刻な雇用状況の中、株式会社新潟鐵工所とグループ13社が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請し、事実上倒産しました。

新潟鐵工所は、創業以来本市の産業経済の中核を担い続け、20世紀の本市の工業近代化の象徴でもありました。それゆえ、本市には関連企業や取引先企業が多く、新潟鐵工所に債権を持つ市内企業は119社に及び、債権総額は13億円余を上回る見込みとなっております。

本市では、中小企業関連倒産防止等特別融資制度の拡充を行うなど最大限の支援を開始したところでありますが、新潟鐵工所の倒産が長岡市民と地域の産業、経済、雇用に与えた衝撃は極めて大きなものがあります。

よって、政府及び県当局におかれては、新潟鐵工所の再建、雇用確保及び取引先企業等への支援と被害拡大防止を図るため、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 地域経済と雇用にとって新潟鐵工所の再建は極めて重要であるので、積極的・総合的支援を強力に進めること。
- 2 取引先企業等の連鎖倒産防止に万全の体制と救済措置を速やかに実施すること。
- 3 会社再建に全面協力してきた従業員の不利益扱いを防止し、労働債権の確保に全力を挙げること。
- 4 関連企業と労働者の相談・支援窓口を設置すること。
- 5 地域経済を崩壊させ、中小企業の大量倒産を招く不良債権の最終処理を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月21日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政担当大臣、金融担当大臣、新潟県知事